

令和5年4月12日  
中部地方整備局

## 建設業法違反に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社イトー

業者の住所 : 静岡県磐田市玉越80

2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月12日から令和5年5月11日まで(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

## 4. 事実概要

(株)イトーは、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施工令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年3月24日、建設業許可部局である静岡県知事より監督処分(指示処分)を受けた。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)イトーが、建設業許可部局である静岡県知事から監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

## &lt;指名停止措置要領 別表第2&gt;

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘  
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138